

第 4 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第67号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

軌道法（大正10年法律第76号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。